

## 住宅性能評価におけるサッシ等の熱貫流率の運用について

2014年12月8日  
(一社) 日本サッシ協会

### 1. 趣旨

「サッシ等の遮音性能及び熱貫流率に関し試験体と同等の性能を有すると認められる評価品の範囲を定める基準」(以下ガイドライン)に基づく製品評価のうち、JISA2102等による計算法を用いた評価に関する運用ルールについて規定します。

### 2. ガイドラインにおける試験方法、試験機関に関する規定について

#### 1) 試験方法等

現在、ガイドラインにおいて代表サイズでの評価が認められているものは下記の通り。  
このうち、計算に関する規格は④⑤。

- ① JIS A 4710 (建具の断熱性試験方法)
- ② JIS A 1492 (出窓及び天窗の断熱性試験方法)
- ③ ISO 12567-1 (Thermal performance of windows and doors -- Determination of thermal transmittance by hot box method -- Part 1: Complete windows and doors)に規定される断熱性能試験方法
- ④ JIS A 2102-1 (窓及びドアの熱性能－熱貫流率の計算－第1部：一般)及びJIS A 2102-2 (窓及びドアの熱性能－熱貫流率の計算－第2部：フレームの数値計算法)に規定される断熱性能計算法
- ⑤ ISO 10077-1 (Thermal performance of windows, doors and shutters -- Calculation of thermal transmittance -- Part 1: Simplified method)に規定される断熱性能計算法
- ⑥ その他別に定める試験方法又は計算法

#### 2) 試験機関

試験(7-1に定める計算を含む)は、工業標準化法に基づく試験所登録制度(JNLA)による登録試験機関その他これに類する機関において実施したものであること。ただし、登録試験機関の登録の範囲は次のいずれかに該当するものであること。

- ① JIS A 4706
- ② JIS A 4702

### 3. 上記規定をふまえた運用規定の提案

試験方法等のうち、計算による評価(④⑤)については、試験機関に規定される「その他これに類する機関」を以下のように定義します。

- ① 一般社団法人 リビングアメニティ協会(ALIA)が公開・運用する「Wind Eye」

に登録されている製品。

- ② JIS A 2102 または ISO10077 により計算した製品。ただし、計算は JNLA による登録試験機関等が計算、審査、承認のいずれかを行ったものに限る。

《特記事項》

- a) 計算による評価は①によるものを原則とする。
- b) Wind Eye に非公開で登録された製品については、申請時に Wind Eye 登録の個別 ID 番号およびパスワードを付記した書類を住宅性能評価機関へ提出することとする。
- c) ②による場合は、Wind Eye で計算できないもの（例：ドア、引き戸）、および、Wind Eye 登録までの間の評価に使用できるものとする。  
(Wind Eye に登録するまで評価については、登録後は①による評価とする)  
※ Wind Eye 登録までの間は相当な時間を要することから、その間の措置として限定的に JIS 等の計算によることとしたい。
- d) ガイドラインにより評価する製品については、可能な限りポータルサイトに登録する。

4. 適用期間について

2014年12月15日より当面の間上記運用を適用できることとします。

【附則】

この規定は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会と合意の上定めるものです。

以上